

函館市エキノコックス症予防対策実施要領

(目的)

第1条 函館市におけるエキノコックス症の予防と患者の早期発見・早期治療のための対策を講ずることにより、市民の健康保持に努めることを目的とする。

(実施方針および実施項目)

第2条 この目的のため函館市が主体となり各関係機関、団体の協力を得て、次の事業を実施する。

- 1 衛生教育
- 2 エキノコックス症検診
- 3 媒介（宿主）動物対策
- 4 飲料水対策
- 5 調査研究

(実施内容)

第3条 第2条に定める事業の実施内容は次のとおりとする。

1 衛生教育

エキノコックスの人への感染・発病を予防するためには、市民一人ひとりの認識を高めた上で行われる対策が、最大の効果を期待できることから衛生教育を重点事業と位置づけ、市民に対しエキノコックス症に関する次の事項について、正しい知識の普及啓発を実施する。

(1) 感染予防に関すること。

ア 感染源と感染経路等について

イ 予防の方法について

(2) 健康診断に関すること。

ア 健康診断の必要性について

イ 実施の方法について

(3) キツネ等媒介（宿主）動物に関すること。

ア 生ゴミ、動物性廃棄物等の適正処理について

イ 餌付けの危険性について

ウ 飼い犬の適正飼育について

(4) 飲料水に関すること。

ア 生水等の適正な飲用方法等について

イ 飲用井戸等の衛生管理について

2 健康診断

エキノコックス症は、人から人への感染はしないものの、媒介（宿主）動物から感染することにより健康に害を及ぼし、発見が遅れ重症化すると生命にかかわる疾病であることから、患者の早期発見を目的として、市民を対象に第1次検診を実施し、感染の疑いのある者を対象に第2次検診を実施する。

なお、検診は市長が検査を実施するに相当と認めた医療機関に委託して実施するものとする。

(1) 第1次検診

ア 検査項目

第1次検診の検査項目は、問診、血清検査とする。

イ 対象者

第1次検診は、以下の対象者に検診を実施する。

(ア) 小学校3年生以上の者

(イ) 原則として、過去5年間当該検査を受検していない者

(ウ) その他特に必要と認める者

(2) 第2次検診

ア 検査項目

第2次検診の検査項目は、問診、血清検査および腹部超音波検査とする。

イ 対象者

第2次検診は、以下の対象者に年に1回検査を実施する。

(ア) 第1次検診の結果、陽性または疑陽性であった者

(イ) 要観察者（第2次検診の結果、経過観察を必要とする者）

(ウ) その他医師が特に必要と認める者

ウ 検診医師の役割

検診医師は、検査結果からエキノコックス症の診断を実施する。

エ 要観察者からの除外

保健所長は、次に掲げる者について、要観察者から除外する。

(ア) 第2次検診の結果、医師の診断が2回連続して無所見である者

(イ) その他、医師が検診の受診を必要がないと認めた者

(3) 被検者の費用負担

検査に要する被検者の費用負担は、無料とする。

(4) 法に基づく医師の届け出

エキノコックス症を診断した医師は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）第12条第1項に基づき、保健所長へ届け出る。

(5) 検診対象者一覧表の作成・保管および検診結果票の保管

ア 検診対象者一覧表の作成・保管

保健所は、第1次検診の結果、陽性又は疑陽性であった者について、第2次検診対象者一覧表を作成・保管する。

イ 検診結果票の保管

保健所は、第2次検診の対象者の検診結果票を5年間保管する。

ウ 第2次検診の対象者が他の保健所管内に居住地を変更した場合、対象者の求めに応じ、検診結果票を当該地の保健所へ移送する。

3 媒介（宿主）動物対策

保健所は関係部局と連携して次の対策を実施する。

(1) 感染予防対策

ア キツネを人の生活環境に近づけないために、畜産業や水産業などから排出される動物性廃棄物の適正処理の徹底を図るとともに、効果的な生ゴミ対策を推進する。

イ 生活衛生課において、放浪犬対策を実施する。

(2) 疫学調査

食肉検査所において、食肉検査により、豚の感染状況を確認する。

(3) 媒介（宿主）動物の処分

媒介（宿主）動物の死体は焼却処分を原則とし、やむを得ない場合は、一般廃棄物最終処分場に埋立処分する。

4 飲料水対策

- (1) 飲用井戸等の利用状況の把握
- (2) 飲用井戸等の衛生確保を図るための水質検査および施設検査
- (3) 飲用井戸等の施設の改善とエキノコックス症虫卵除去装置の設置などの必要な対策の指導

5 調査研究

函館市は、エキノコックス症対策上必要な調査研究を行う。

（関係機関との協力）

第4条 エキノコックス症予防対策は長期にわたるものであり、広く関係機関等と協力し、万全な対策を講ずるものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、事業の実施等に関し必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。